

司法院釈字第 472 号（1999 年 1 月 29 日）\*

争 点

すでに法令により公務員保健、労働者保健、農民保健に加入している人民を強制的に全民健康保険に加入させることは、比例原則や信頼保護の原則に違反するかいなか。

（強制已加入公勞農保之人民納保全民健康保険，有否違反比例原則或信頼保護？）

キーワード

国民健康保険、強制加入、社会保険、比例原則、信頼保護

**解釈文：**国家は、社会福祉を図るために社会保険制度を実施しなければならない。国家は民族の健康を増進させるために普遍的に衛生保健事業および公的医療制度を推進しなければならない。これらは、憲法第一五五条および第一五七条において定められている。また、国家が全民（全国民）健康保険を推進しなければならないことは、憲法増修條文（憲法改正条項）第一〇条第五項に明文で定められている。中華民国八三年

（1994年）八月九日に公布され、八四年（1995年）三月一日に施行された全民健康保険法は、まさに前述した憲法の規定を実現するために制定された法律である。同法第一一条の一、第六九条の一および第八七条における強制的な加入および保険料の納付は、社会の助け合い、リスク分担および公共利益の配慮にもとづいた規定であり、全民健康保険を推進する憲法の趣旨に合致する。同法第三〇条における滞納金徴収の規定は、保

---

\*翻訳者：簡玉聰

険加入単位および単位および被保険者に保険料納付義務の履行を促すための必要な手段である。全民健康保険法における前述の条文は、憲法第二三条にも抵触しない。しかしながら、全民健康保険を推進し、高齢者、障害者、弱者および生活能力のない者を保障する憲法の趣旨に合致するために、保険料納付能力のない者に対しては、国家は、適切な救助を与えなければならず、直ちに給付を拒否してはならない。すでに法令により公務員保健、労働者保健、農民保健に加入している人員にも強制的に全民健康保険に加入させることは、公共利益の増進のために必要であるり、信頼保護の原則に違反するとはいがたい。しかし、関連機関は、なお全民健康保険法が施行されたときに同法第八五条が期限を定め改正法案を提出するという考量にもとづき、本解釈の趣旨により、保険の運営（保険機構の多元化も含む）、保険対象の類別、保険額、保険料率、医療給付、経費節約、暫定的な保険給付の拒否の当否等につき、適時に全般的に検討し改進しなければなら

ない。この点はここであわせて説明しておく。

**解釈理由書：**法律の制定と改正は、立法院の職權である。行政院は、憲法の規定により、単に立法院に法律案を提出しうることに止まる。全民健康保険法第八九条は、「この法律が実施されて二年後に、行政院は、半年以内にこの法律を改正しなければならい。期限が過ぎたら、この法律はその効力を失う」と規定している。これは、この法律が実施されて二年後に、行政院が改めてこの法律の実施が直面している諸問題を検討し、かつ立法院に改正案を提出することをいう。行政院は、同条の規定により、八六年(1997年)七月二三日に立法院に全民健康保険法改正草案を出したため、この法律の効力存否の問題は生じないことをここであわせて説明しておく。

「国家は、社会福祉を図るために社会保険制度を実施しなければならない」。「国家は民族の健康を増進させるために普遍的に衛生保健事業および公的医療制度を推

進しなければならない」。「国家が全民健康保険を推進しなければならない」。これらは、すでに憲法第一五五条、第一五七条および憲法増修條文第一〇条第五項が明文で定めた基本的国策である以上、立法機関は当然前述した憲法の趣旨に合致する関連法律を制定することができる。しかし、全民健康保険制度は如何にして設計されるべきかは、立法裁量の範囲に属することである。八三年（1994 年）八月九日に公布され、八四年（1995 年）三月一日に施行された全民健康保険法は、まさに前述した憲法の規定を実現するために制定された法律である。同法第一条の一、第六九条の一および第八七条における全民健康保険にすべての国民を強制的に加入させる規定は、国家がすべての国民を健康保険に加入させすべての国民に健康介護の提供を履行する責任に必要であり、全民健康保険を推進する憲法の趣旨に合致する。

同法第三〇条における滞納金の徴収の規定は、保険加入単位および被保険者に公法上の金銭給付

義務の履行を促し、前述の強制加入と同様に全民健康保険を実現するための合理的な手段であり、憲法第二三条が規定する必要な程度を越えない。しかしながら、全民健康保険を推進し、高齢者、障害者、弱者および生活能力のない者を保障する憲法の趣旨に合致するため、保険料納付能力のない者に対しては、国家は、適切な救助を与えなければならない。直ちに給付を拒否してはならない。公務員、労働者、農民は、すでに公務員保険法、労工保険条例及農民健康保険条例の規定により、各自公務員保険、労働者保険、農民保険に加入しており、また全民健康保険法の規定により全民健康保険に加入しなければならないとされている。これは、公務員保険、労働者保険、農民保険の医療給付を整合し全国単一かつ公平な健康保険体系を設立するという目的にもとづき、医療資源の合理的な分配を促し、社会保険の機能を有する。このような強制的社会保険は、その保険の条件が法律により規定され一律に実施され、個人の意思にもとづき加入した保険契約

とは異なる。立法機関は、社会発展の需要を考量し法律を制定したは改正し各社会保険の規定を変更し、憲法の趣旨に合致する社会保障制度を設置しては信頼保護利益に反する問題にはならない。しかし、関連機関は、なお全民健康保険法が施行されたときに同法第八五条が期限を定め改正法案を提出するという考量にもとづき、本解釈の趣旨により、保険の運営（保険機構の多元化も含む）、保険対象の類別、保険額、保険料率、医療給付、経費節約、暫定的な保険給付の拒否の当否等につき、適時に全般的に検討し改進しなければならない。また、農民健康保険条例は、全民健康法の施行後に、医療保険の部分に関しては行政院の通達を便宜的措置を依拠としているため適切ではない。関連機関はこの点にもっとも注意しなければならない。ここであわせて説明しておく。

本解釈は、吳庚大法官、孫森焱大法官、蘇俊雄大法官によるそれぞれの補充意見書、施文森大法官による部分反対意見書がある。